

平成17年12月14日
法務省矯正局・保護局

性犯罪者処遇プログラムの実施について

第1 性犯罪者処遇プログラム研究会の概要

平成16年11月奈良の女児誘拐殺害事件を機に、性犯罪者処遇の充実を求める声が高まったことを背景として、矯正局及び保護局は、平成17年4月に合同で性犯罪者処遇プログラム研究会を立ち上げた。

同研究会は、精神医学や心理学、犯罪学者等の専門家8名を構成員として、ここに矯正局及び保護局、各局の現場職員等がワーキンググループとして加わる形で、性犯罪者に対する効果的な処遇を実施するための科学的・体系的な再犯防止プログラムの策定に取り組んできた。同研究会の概要は、次のとおりである。

1 構成員（五十音順，敬称略）

- 小 畠 秀 吾（東京医科歯科大学難治疾患研究所助教授）
- 角 谷 慶 子（梅花女子大学現代人間学部人間福祉学科教授）
- 嶋 田 洋 徳（早稲田大学人間科学学術院助教授）
- 妹 尾 栄 一（東京都精神医学総合研究所嗜癮行動チーム副参事研究員）
- 信 田 さよ子（原宿カウンセリングセンター所長）
- 針 間 克 己（東京武蔵野病院医師）
- 藤 本 哲 也（中央大学法学部教授）
- 山 上 皓（東京医科歯科大学難治疾患研究所教授）

2 日程

第1回 4月28日（木）

矯正施設及び保護観察所における性犯罪者処遇の現状説明

第2回 5月30日（月）

川越少年刑務所における性犯罪者処遇実施状況視察，意見交換

第3回 6月23日（木）

専門家からのヒアリング，意見交換

第4回 7月 8日（金）

プログラム策定の方向性等について意見交換

7月～11月

メンバーの指導を得ながら，矯正・保護のワーキンググループにおいて処遇プログラムの開発作業

第5回 12月14日（水）

ワーキンググループにおいて作成した処遇プログラム案を検討

平成17年度中に処遇プログラムを策定

平成18年度から実施

第2 プログラム基本方針

1 プログラムの実施目的

性犯罪者処遇プログラムの実施目的は、性犯罪者の再犯を抑止し、子どもや女性を被害から守り、社会の安全性を高めることにある。

2 矯正と保護の連携

矯正施設と保護観察所で行うプログラムは、共通の処遇理論及び技術等に沿って作成されたものである。矯正と保護との間では、従来以上に密接な情報交換を行って連携のとれた処遇を展開し、より効果的な再犯抑止を実現する。

3 理論的背景

先行する海外の知見を基に、認知行動療法を基礎とした処遇プログラムとする。

第3 矯正施設におけるプログラムの概要

1 対象者

新たに刑が確定した全受刑者を対象として性犯罪者処遇プログラム受講要否を判定するためのスクリーニングを実施し、受講の必要性が認められる候補者に対しては、心理技官による詳細な性犯罪者調査を実施した上で処遇計画を策定し、必要なプログラムを受講させる。

2 プログラムの構成

認知行動療法（注1）を基礎とし、リラプス・プリベンション技法（注2）等を活用したものとする。受講の必要性が認められる候補者に対しては、受刑生活を開始して間もなくの時期にオリエンテーションを実施し、その後対象者の再犯リスクや処遇ニーズに応じた週2回8か月（密度A）から週1回3か月（密度C）程度のプログラム本科を受講させる。さらに、釈放前にメンテナンスプログラムを受講させ、プログラムで学んだ知識やスキルを復習させるとともに、社会内生活への円滑な導入を図る。

（注1）認知行動療法：問題行動や症状の発現・維持に起因する自らの認知の誤りや歪みに気付かせ、これを変化させることによって、問題行動を変容・改善させようとする方法。

（注2）リラプス・プリベンション技法：認知行動療法の一技法で、「再発防止」ともいう。問題行動（＝性犯罪）につながった要因を幅広く検討するとともに、問題行動に至った過程を詳しく分析し、この過程のなるべく早期に効果的に介入することによって、問題の再発（＝再犯）を未然に防ぐためのスキルを身に付けさせるという構造を採っている。

3 プログラム受講の裏付け

矯正施設においては、平成17年5月に成立した「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」によって、受刑者に対し、その者に必要な矯正処遇の受講を義務付けることが可能になった。性犯罪者処遇プログラムについては、同法（82条）及

び法務省令において定める改善指導の処遇類型の一つとして位置付け、プログラム受講の必要性が認められる受刑者に受講を義務付ける。

4 実施体制

(1) 性犯罪者調査実施施設

現在の矯正管区分類センター8庁（札幌，宮城，川越，名古屋，大阪，広島，高松，福岡）の機能を拡大し，調査センターと位置付ける。刑が確定した受刑者のうち，性犯罪者用標準プログラムの受講が必要と推定される者はすべて調査センターに移送し，心理技官による専門的調査を実施の上，処遇計画を策定する。

(2) プログラム実施施設

川越少年刑務所及び奈良少年刑務所を推進基幹施設として指定するとともに，8庁（札幌，盛岡，松本，名古屋，大阪，広島，高松，福岡）を重点実施施設，10庁を一般実施施設として，それぞれの処遇区分及びプログラムの実施体制に応じた対象者を該当施設に移送する。

なお，推進基幹施設及び重点実施施設においては，性犯罪者処遇プログラムの専従指導者要員として，教官及び心理技官の増員及び民間カウンセラー配置のための予算を要求している。これにより，来年度は，約500人に対し，処遇プログラムを実施する体制が整うこととなる。

5 アセスメント

(1) 確定施設におけるスクリーニング

平成18年度以降新たに刑が確定する受刑者については，確定施設において，次の基準により「性犯罪者調査対象者」を選定し，該当者を調査センターに移送することとする。

ア 事件名及び事件内容から判断して「性犯罪受刑者」の概念に該当する者

イ 常習性が認められる者（例：性犯罪の累犯者，少年時保護処分歴等）

ウ 性犯罪に結び付く問題性の大きさが認められる者（例：被害者を死亡させている者，被害者が13歳未満である者等）

(2) 調査センターにおける性犯罪者調査

調査センターにおいては，対象者にリスク，ニーズ，処遇適合性の観点から性犯罪者調査を実施し，その結果に基づき，必要な処遇プログラムの密度を判定した上で，受講させる科目の内容（密度Bの場合），受講させる施設，受講させる時期，受講までの間に必要な働き掛け等について処遇計画を立てる。

6 プログラムの内容

性犯罪を抑止するためのスキルを身に付けさせることを目的としている。グループワーク（数名から十数名程度の参加者と2名の指導者によるセッション）と個別に取り組む課題を主とし，これに必要な個別対応を組み合わせる。

(1) 密度

プログラムには，3種の密度を設け，それぞれ

ア 密度A：全科目を受講，

イ 密度 B：必修科目及び本人の問題性に依じて受講が必要な科目を受講，
 ウ 密度 C：必修科目のみを受講，
 と位置付ける。調査センターにおける性犯罪者調査を経て，性犯罪につながる問題性が大きい者から優先的に密度 A を受講させ，性犯罪につながる問題性が比較的限定的な者は密度 B，比較的小さい者は密度 C を受講させることとする。

(2) 科目

プログラムは，オリエンテーション，第 1 科から第 5 科及びメンテナンスプログラムの 7 種とし，受講必要性及び本人の問題性に依じて受講科目を設定する。

ア オリエンテーション [1~2 セッション]

性犯罪者調査実施後に，プログラムの構造や目的を理解させ，動機付けを高める。

イ 第 1 科 自己統制 [全 26 セッション；凝縮版は 12 セッション]

ウ 第 2 科 認知の歪みと改善方法 [全 11 セッション]

エ 第 3 科 対人関係と社会的機能 [全 9 セッション]

オ 第 4 科 感情統制 [全 8 セッション]

カ 第 5 科 共感と被害者理解 [全 10 セッション]

キ メンテナンスプログラム [4 セッション以上]

出所前に，本科 1 ~ 5 で学んだ知識やスキルを復習させ，円滑な社会復帰を図る。

表 1 矯正施設における性犯罪者処遇プログラムの全体構造

科目	セッション数	密度 A	密度 B	密度 C
オリエンテーション	1~2	必修	必修	必修
第 1 科 自己統制	26 (12)	必修	必修	必修 (凝縮版)
第 2 科 認知の歪みと改善方法	11	必修	選択	-
第 3 科 対人関係と社会的機能	9	必修	選択	-
第 4 科 感情統制	8	必修	選択	-
第 5 科 共感と被害者理解	10	必修	選択	-
小計	65~66	65~66	35~58	13~14
メンテナンス	4~	必修	必修	必修
合計	69~	69~	39~	17~

* 各セッションは標準 100 分，週 1 ~ 2 セッション実施する。

密度 A：8 か月（週 2 回の場合）~ 16 か月（週 1 回の場合）

密度 B：4 か月（最短，週 2 回の場合）~ 14 か月（最長，週 1 回の場合）

密度 C：3 か月（週 1 回の場合）

7 処遇効果研究とプログラムの維持管理

- (1) 処遇効果研究及びプログラムの維持管理に資するため、必要なデータベースを開発・構築する。
 - (2) 処遇プログラムの効果については、処遇前後比較研究、ウェイティングリスト式比較研究、再犯抑止効果研究の3種のデザインにより検討する。
 - (3) アセスメント項目の維持管理については、再犯抑止効果研究と併せて、リスク調査及びニーズ調査に使用する項目及びカッピングポイントについてその妥当性を検討する。
- 8 プログラム指導者及びアセスメント実施者の養成
- 次の方法により、指導者養成及び指導者の執務環境の安定化を図り、プログラムの定着と展開のための地盤を築く。
- (1) 準備研修
 - ア プログラム指導者
 - イ アセスメント実施者
 - (2) 実施施設職員研修
 - (3) 拡大研修の実施
 - (4) 矯正保護合同研修
 - (5) 技術向上研修
 - ア プログラム指導者
 - イ アセスメント実施者
 - (6) コンサルテーション
 - ア プログラム指導者
 - イ アセスメント実施者
 - (7) スーパービジョン
 - (8) 民間臨床心理士の活用

第4 保護観察所におけるプログラムの概要

1 対象者

仮釈放中及び保護観察付執行猶予中の全性犯罪者に対して実施する。罪名の如何にかかわらず、犯罪の原因・動機が性的欲求に基づく者を対象とする。(保護観察類型別処遇における性犯罪等対象者)

2 プログラムの構成

認知行動療法の理論を基礎とした「コア・プログラム」を中核的プログラムとして実施するほか、矯正施設においてプログラムを受けていない者に対して、「コア・プログラム」の開始前に実施する「導入プログラム」、性犯罪者の生活実態把握と指導を行う「指導強化プログラム」、及び性犯罪者の家族に対し、対象者がこれらのプログラムを受講することへの協力を求め、家族をサポートする「家族プログラム」を実施する。

3 プログラム受講の裏付け

保護観察所においては、仮釈放者には、性犯罪者処遇プログラムの受講について、地方更生保護委員会が仮釈放時の遵守事項として設定する。保護観察付執行猶予者には、現行法においては、特別遵守事項を付けることができないため、受講するように強く説得する。

4 実施体制

全国の保護観察所において実施する。

平成18年度については、東京保護観察所及び大阪保護観察所を拠点実施庁としてコア・プログラムをグループワークで実施する。他の庁においては個別処遇でコア・プログラムを行う。

なお、性犯罪者処遇プログラム実施に当たる保護観察官の増員要求をしている。

5 アセスメント

矯正施設において実施したアセスメントの結果を引き継ぐとともに、アセスメントが実施されていない仮釈放者及び執行猶予者に対しては、リスク及びニーズに関するアセスメントを行い、プログラムの実施に反映させる。

6 プログラムの内容

(1) コア・プログラム

ア 目的

認知行動療法の理論を基礎とし、性犯罪に関する自己の問題点を理解させた上で、行動をコントロールする能力を身に付けさせ、問題行動を回避できるようにする。

イ 実施期間・回数

おおむね2週間ごとに1科ずつ、全5科の履修を標準とするが、保護観察期間に応じた回数・頻度による実施を可能とする。

ウ 実施内容

プログラムは、セッションAないしセッションEの5科からなる。各科の履修回数は、保護観察期間に応じて変更するが、どの科についても、最低1回は履修させることとする。

- (a) セッションA 性犯罪のプロセス
- (b) セッションB 認知の歪み
- (c) セッションC 自己管理スキルと対人関係スキル
- (d) セッションD 被害者への共感
- (e) セッションE 再発防止計画

(2) 導入プログラム

矯正施設においてプログラムを受講していない仮釈放者及び執行猶予者に対し、コア・プログラムを受講する前に、準備として行う。

(3) 指導強化プログラム

保護観察官の直接的関与の強化及び保護司との密接な接触等により、対象者の

生活実態を把握して、必要な指導を行う。

(4) 家族プログラム

対象者の家族に対し、その同意に基づき、更生の援助者としての家族の機能を高めるための働き掛けを行う。

(5) 受講するプログラムの種類

受講するプログラムの種類は、下記の表2のとおりである。

表2 保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの種類

対象者	種別	仮釈放者	執行猶予者
	標準	導入+コア+指導強化(+家族)	導入+コア+指導強化(+家族)
	保護観察期間が3月未満	指導強化(+家族)	
	矯正施設でのプログラム修了者	コア+指導強化(+家族)	
	重度の精神障害者、発達障害者(知的障害者を含む)、日本語を解さない者等	指導強化(+家族)	指導強化(+家族)

7 プログラムの効果の検証等

- (1) 処遇プログラムの効果については、プログラム実施事例を蓄積し、定期的な内容及び効果について検証する。
- (2) また、処遇プログラムの実施について外部の専門家のスーパービジョンを受け、その質の向上に努める。

第5 矯正と保護の連携

矯正施設と保護観察所で行うプログラムは、次のとおり連続性を持つものとする。

1 処遇協議

矯正施設から仮釈放される性犯罪者について、必要に応じ、地方更生保護委員会の保護観察官の仮釈放準備調査に併せ、矯正施設のプログラム指導者及び地方更生保護委員会の保護観察官が中心となって帰住先の状況や被害者の状況、社会的資源の状況等に応じた調整を行い、効果的な社会内処遇への移行について協議する。

2 処遇記録・成果の共有

- (1) 記録等の伝達
- (2) アセスメント結果、処遇経過、処遇成果の共有

3 処遇技術の共有

性犯罪者処遇担当者に対する合同研修(初任及びフォローアップ)の実施

4 処遇理論の共有

- (1) 性犯罪者処遇プログラム研究会の共同開催
 - (2) 同じ処遇理論に依拠したプログラムの作成
- 5 問題意識の共有
- ケース検討会，研究会・協議会の開催

第6 今後の課題

1 標準的プログラム

平成18年度から実施するプログラムは，直ちに実施可能なものとし，標準的プログラムと位置付ける。知的能力の乏しい者や医療対象者等標準的プログラムになじまない者に対する処遇については，今後の課題として引き続き検討していく。

2 薬物療法

性犯罪者の薬物治療について，これまでに調査したところ，我が国において導入するとした場合，立法による制度化が考えられるほか，解決しなければならない課題として次の点が挙げられる。

- (1) 欧米諸国における使用薬剤と専門家意見のばらつき
- (2) 副作用に関するさらなる研究
- (3) 薬物治療の有効性に関する診断の困難さ
- (4) 矯正処遇としての妥当性
- (5) 他の処遇の併用が不可欠であるという実態

矯正施設における性犯罪者処遇プログラム概要

プログラム対象者・収容施設選定の流れ

刑が確定した施設

スクリーニング

①罪名及び事件内容(性的動機に基づいた事件かどうか)、②常習性の高さ、
③性犯罪につながる問題性の大きさ等から、「性犯罪者調査対象者」に該当するか否かを判定する。

× 性犯罪者調査対象者

性犯罪者調査対象者

一般施設

調査センター

各種指導

処遇要領に基づいて、
各種指導を実施する。

性犯罪者調査

1 リスク・ニーズ調査

2 処遇適合性調査

3 処遇計画策定(密度, 受講科目等)

必要性
かつ
適合性

+ オリエンテーション

プログラム実施施設

性犯罪者処遇プログラム

性犯罪者調査を経て作成した
処遇要領に基づいて、
必要な処遇プログラムを実施する。

必要性
又は
適合性

必要性
かつ
適合性

受講必要性が高いと判断された者でも、
刑期が非常に長い場合など、入所直ぐ
にプログラムを実施することが適当でない
場合は、いったん一般施設に収容し、
適当な時期にプログラム実施施設に移送
する。

プログラムの構造

入所

性犯罪者調査
オリエンテーション

プログラム
受講対象者

性犯罪者調査の結果
により、振り分け

密度 A

密度 B

密度 C

受講

科目 1 自己統制 [必修科目]

科目 1 自己統制を中心
とした凝縮版

科目 2 認知の歪みと改善方法

科目 3 対人関係と社会的機能

科目 4 感情統制

科目 5 共感と被害者理解

問題性・必要性に応じて
科目 2 ~ 5 を選択受講

科目 2 認知の...

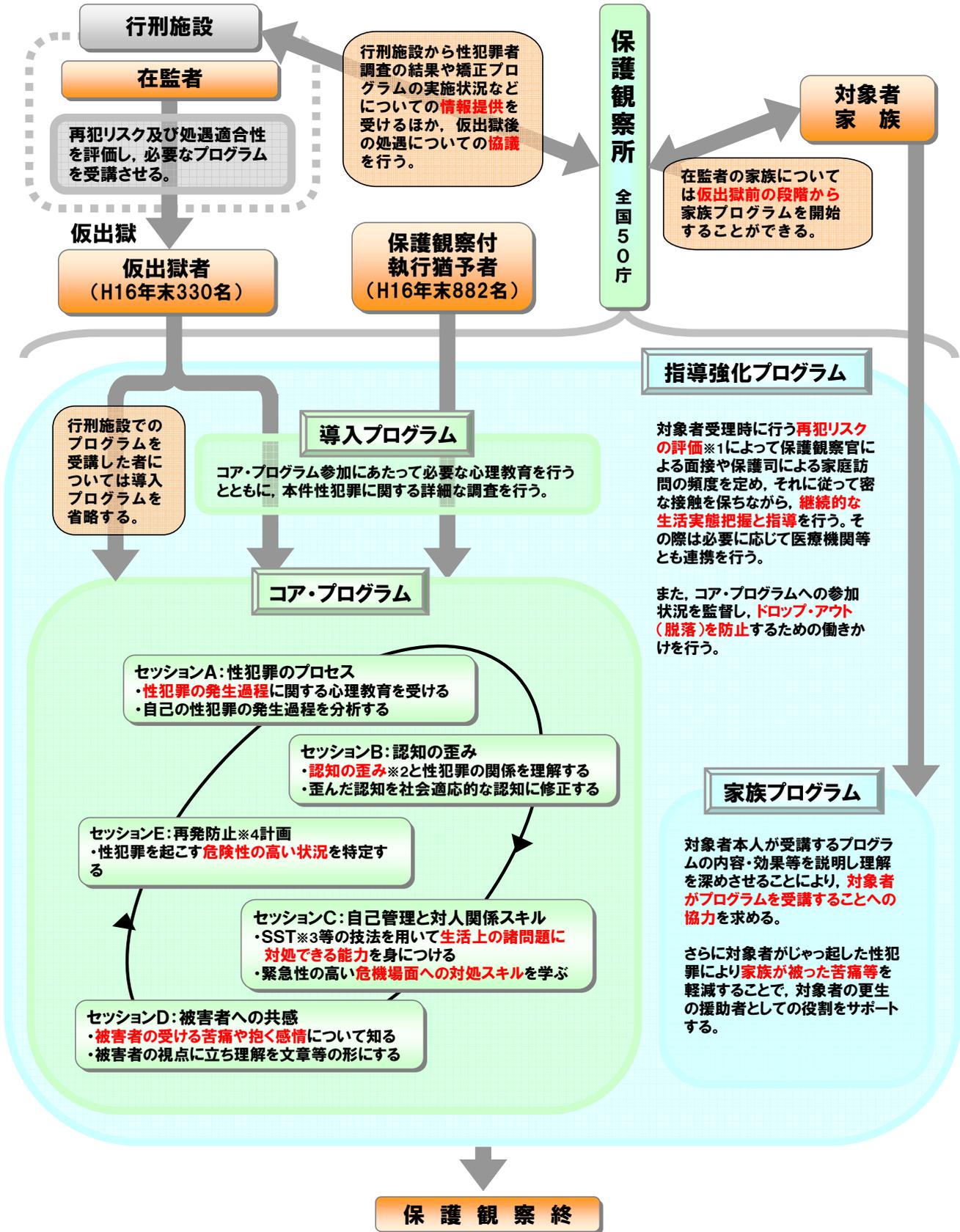
科目 5 共感と...

出所前

メンテナンス [必修科目]

出所

保護観察所における性犯罪者処遇プログラム概要



※1「再犯リスクの評価」: 過去の性犯罪歴や犯行の様態などから、その対象者の再犯の危険性を査定する。また、その際の評価ツールは矯正施設と同様のものを用いる。
 ※2「認知の歪み」: 誤った思いこみや決めつけといった考え方の偏りのこと。ここでは特に性に関するものを取り上げる。
 ※3「SST」: 社会生活技能訓練の略であり、認知行動療法の技法のひとつ。対人場面の練習を主とする。
 ※4「再発防止」: リラプス・プリベンション技法ともいい、認知行動療法の技法のひとつ。再発(性犯罪の再犯)につながるできごとや状況(日々のストレス等)を特定し、それらに対処する方法を具体的に習得するもの。